

高知県漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給金交付要領

第1 趣旨

この要領は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条及び高知県漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱（平成23年9月1日23高水政第205号。以下「実施要綱」という。）の規定に基づき、高知県漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給金（以下「補給金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

この補給金は、実施要綱第13条第1項に規定する県低利預託資金を全国漁業信用基金協会高知支所又は全国遠洋沖合漁業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に貸し付ける事業を行う融資機関に対し、この要領に定めるところにより、県が予算の範囲内で利子補給金を交付し、漁業者の経営改善を図ることを目的とする。

第3 低利預託資金の借入期間

基金協会に造成する低利預託資金の借入期間は、原則として毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。

第4 交付対象融資機関

利子補給金の交付の対象となる融資機関（以下「融資機関」という。）は、全国漁業信用基金協会高知支所に造成する低利預託資金の借入れにあつては西日本信用漁業協同組合連合会、全国遠洋沖合漁業信用基金協会に造成する低利預託資金の借入れにあつては農林中央金庫とする。

第5 利子補給の契約

低利預託資金造成に関する利子補給についての契約は、知事が融資機関との間で締結する別記第1号様式による利子補給契約書により行うものとする。

第6 利子補給金の額

県が交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間について、利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

第7 利子補給承認の申請

- （1）基金協会は、実施要綱第13条第1項の規定による借入れを行うときは、別記第2号様式による借入申込書を融資機関に提出しなければならない。
- （2）融資機関は、借入申込書を受理したときは、別記第3号様式による利子補給承認申請書に、借入申込書の写しを添えて、県に提出しなければならない。

第8 利子補給承認通知

知事は、利子補給承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、

別記第4号様式による利子補給承認書により融資機関に通知するものとする。

第9 利子補給承認の変更

融資機関は、低利預託資金の貸付けの償還期限等の変更により、利子補給の変更があるときは、別記第5号様式による利子補給条件変更申請書を知事に提出しなければならない。知事は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、別記第4号様式による利子補給条件変更承認書を融資機関に交付するものとする。

第10 貸付実行報告書

融資機関は、低利預託資金の貸付実行をしたとき又は第9に規定する変更をしたときは、別記第6号様式による貸付実行報告書を知事に提出しなければならない。

第11 利子補給の請求及び交付

- (1) 融資機関は、別記第7号様式による利子補給金請求書に、別記第8号様式による利子補給金計算書を添えて、当該年度の1月中に知事に利子補給金の請求をしなければならない。
- (2) 知事は、(1)の利子補給請求書が適当であると認めたときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中に利子補給金を交付するものとする。

第12 利子補給金の打ち切り等

- (1) 知事は、利子補給に係る低利預託資金を借り受けた基金協会が、その借入金を目的外に使用したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切ることができるものとする。
- (2) 知事は、融資機関の責めに帰すべき事由により融資機関が実施要綱、この要領又は利子補給契約書の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

第13 報告の徴収等

融資機関は、知事が当該融資機関の行った低利預託資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成23年9月1日から施行する。
- 2 高知県漁業経営改善促進資金低利預託基金利子補給金交付要領（平成14年3月22日13高水振第363号。以下この項において「旧要領」という。）は、平成23年8月31日限り廃止する。ただし、旧要領に基づき交付された補助金については、第12及び第13の規定は同日以降もなお効力を有する。
- 3 この要領は、平成28年5月9日から施行する。

- 4 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 7 この要領は、令和4年12月20日から施行し、同年11月1日から適用する。